

令和 4 年氷川町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日時：令和 4 年 10 月 11 日（金） 午後 3 時 00 分開会

2. 開催場所：氷川町役場 文化センター 講堂

3. 出席委員：14 名

1 番 金川 次男	2 番 園田 昇	3 番 橋本 淳一
4 番 江崎 貴博	5 番 入江 清満	6 番 木村 和浩
7 番 坂口 誠一	8 番 中村 貢	9 番 濱田 正澄
10 番 宮崎 武士	11 番 永田 裕二	12 番 稲田 一
13 番 井副 陽子	14 番 本田 智恵子	

4. 出席農地利用最適化推進委員：11 名

1 番 稲田 誠	2 番 吉村 正光	3 番 岩村 大祐
4 番 緒方 眞二	5 番 宇田 義生	7 番 藤田 譲治
8 番 野尻 一也	9 番 本山 満	10 番 木村 高雄
11 番 吉田 稔	13 番 橋本 隆也	

5. 議事日程

日程 1. 開会

日程 2. 会長挨拶

日程 3. 議事録署名委員の指名について

日程 4. 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程 5. 議案審議

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 35 号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買い入れ協議の要請について

議案第 37 号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程 6. その他

日程 7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 前崎 誠

事務局長補佐 坂梨 俊弘

係長 續 貴志

会計年度任用職員 川田 純也

8. 会議の概要

前崎事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和 4 年氷川町農業委員会第 10 回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第 4 条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は坂口会長にお願いいたします。

はじめに、会長挨拶を坂口会長よりお願いします。

坂口議長 ——〈挨拶〉——

坂口議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第 10 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、5 番、入江委員、6 番、木村委員を指名いたします。

つぎに報告事項についてです。報告事項は 1 件です。報告 (1) について事務局より説明願います。

川田職員 ——〈報告事項 (1) について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(報告事項について説明)

坂口議長 何もないようですので、報告事項についてはこれでおわります。

つぎに、議案審議です。

まず、議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件が 2 件です。まずはじめに、案件 (1) について事務局より説明願います。

川田職員 ——〈議案第 33 号、案件 (1) について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を野尻推進委員よりお願いします。

野尻推進委員 去る 10 月 5 日午前 10 時 30 分より現地の確認をいたしました。申請地は許可することに問題ありませんでしたので、報告いたします。審議の方よろしくをお願いします。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

坂口議長 異議もないようですので、議案第 33 号、案件 (1) について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

川田職員 つづきまして、案件（２）について事務局より説明願います。
——〈議案第 33 号、案件（２）について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を宇田推進委員より願います。

宇田推進委員 去る 10 月 5 日午前 9 時 30 分より現地を確認しました。申請地は許可することに問題ありませんでしたので、報告します。審議の方よろしく願います。

坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長 異議もないようですので、議案第 33 号、案件（２）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員賛成）

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

坂口議長 つづきまして、議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件を上程します。案件は 1 件です。案件（１）について事務局より説明願います。

續係長 ——〈議案第 34 号について説明〉——

坂口議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員 申請理由が出荷物収集場となっておりますが、出荷物は主に何ですか。

續係長 申請地の隣の畑で栽培された作物になります。

坂口議長 他になにがありませんか。

（異議なし）

坂口議長 異議もないようですので、議案第 34 号について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員賛成）

坂口議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長 異議もないようですので、議案第 31 号、案件（１）について採決します。許可することに賛成の方は、挙手願います。

（全員賛成）

坂口議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 35 号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）を上程します。

事務局より説明願います。

續係長

——〈議案第 35 号について説明〉——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

坂口議長

異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入協議の要請について上程します。

事務局より説明願います。

續係長

——〈議案第 36 号について説明〉——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見はありませんか。

濱田委員

通常 800 万円の控除のところを、今回の案件では面積が大きいため、その控除額を上げるための要請ということでしょうか。

續係長

買入協議につきましては、氷川町では 3 件確認しております。すべて若洲地区です。1 回の取引が一町を超えると控除額の 800 万円を超えてしまいますので、買入協議を行わせていただいております。買入協議を行うにはいくつか条件があります。買入協議後、3 週間以内にあっせん会議を行わなくてはなりません。その 3 週間の間、農地の所有者は他の者に売ること（所有権移転）は出来ません。そのような条件がある中で、この有利な制度を使って農地の集積集約をすることを目的としています。

坂口議長

他になにかありませんか。

（異議なし）

異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つづきまして、議案第 37 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）を上程します。事務局より説明願います。

川田職員

——〈議案第 37 号について説明〉——

坂口議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これは農業経営基盤強化促進法でございますので、認めたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

（異議なし）

坂口議長

異議もないようですので、本案は原案のとおり認めます。つぎに、その他の連絡事項等についてです。

まずはじめに、氷川まつりの出店について入江委員より説明願います。

入江委員 ———<氷川まつりの出店について説明>———

坂口議長 つぎに、事務局より説明願います。

前崎事務局長 ———<連絡事項等について説明>———

坂口議長 最後に委員の皆さまから何かありませんでしょうか。ないようでしたら、閉会を行います。

永田副会長 以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 3 時 00 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)